

平成31年4月4日
自動車局貨物課

「ホワイト物流」推進運動の賛同企業名を公表へ ～ 「運び方改革」に向け、上場会社全社等に協力を要請 ～

国土交通省・経済産業省・農林水産省は、証券取引所の上場会社及び各都道府県の主要企業の合計約6,300社の代表者に対し、別添のとおり「ホワイト物流」推進運動への参加を要請する文書を「直接」送付しましたので、お知らせします。
今後、賛同いただいた企業名を公表していきます。

近年、トラック運転者不足が深刻化する中で、「宅配危機」、「引越難民」等と呼ばれる問題が生じています。今後、中高年齢層の運転者が定年等で大量に離職すること等を踏まえると、国民生活や産業活動への影響を避けるためには、従来の「運び方」を見直し、荷主、物流事業者等の関係者が連携し、もっと働きやすい、生産性の高い物流を実現することが急務です。

1. 「ホワイト物流」推進運動とは？

深刻化が続くトラック運転者不足に対応し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に寄与することを目的とし、

- ① トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化
- ② 女性や60代以上の運転者等も働きやすい、より「ホワイト」な労働環境の実現に取り組む運動です。

企業は、取組方針、法令遵守への配慮、契約内容の明確化・遵守、運送内容の見直し等を内容とする自主行動宣言の提出・公表・実施を通じて、運動に参加することができます。

【参考】トラック運転者不足が国民生活や企業活動に与える影響

- － 現状のままでは、運転者不足のさらなる深刻化が懸念されます。
- － 既に、運賃・料金「単価」の上昇、運送サービスを提供可能なトラック台数や日・時間帯等の縮小（例. 日曜日の集荷・配達中止）が生じています。
- － 適切な対応を行わない場合、国民にとっては、宅配便・引越が不便になったり、食品等の物量の減少や品揃え不足等の影響が生じる可能性があります。
- － 適切な対応を行わない場合、各企業においては、「トータル」物流コストや、商品・原材料の仕入れ価格の上昇、在庫の増加、販売の機会損失の発生等により、営業利益が減少する可能性があります。

2. 「ホワイト物流」推進運動への参加要請先

社会的な影響力が大きく、企業の社会的責任 (CSR) の観点からも、業界内や地域内で先導的な役割を果たして頂くことが期待されるとともに、一般的に、関連する物流量や従業員も多いと考えられる以下の企業の「代表者」の皆様に対し、別添の文書を送付し、「ホワイト物流」推進運動への参加を要請致しました。

企業の「代表者」宛てに直接要請するとともに、その旨を公表することにより、事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保が、経営上のリスク及び課題として認識され、現場担当者間では調整が困難な、製造・販売・物流等の部門間の利害調整や、取引先との取引条件の見直し等がトップマネジメントにより、「迅速」かつ「大胆」に進むことを期待しております。

また、単に要請するだけでなく、「自主行動宣言」の提出をお願いするとともに、賛同企業名等を公表することにより、各企業において、経営層の関与の下で、具体的な取組が検討され、確実に実施され、各業界・地域において「運び方改革」に向けた取組が広がることを期待しております。

区分	対象業種
証券取引所への 上場会社 (約4,000社)	全業種
47都道府県の 売上高上位会社 (各50社程度) (約2,300社)	<u>第一次産業(全て)</u> 農業・林業、漁業 <u>第二次産業(全て)</u> 鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業 <u>第三次産業(一部)</u> 運輸業・郵便業のうち 「道路貨物運送業」・「倉庫業」、 卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業

※上記以外の中堅・中小企業に対しても、関係団体などを通じ、広く参加を呼び掛けて参ります。

(別添文書)

- ①上場会社・各都道府県の主要企業の代表者宛要請文
- ②自主行動宣言のイメージ
- ③パンフレット

【問い合わせ先】代表：03-5253-8111
自動車局総務課企画室 谷口、鈴木、川崎 (内線 41151)
直通：03-5253-8562 FAX：03-5253-1636
自動車局貨物課 有馬、橋本 (内線 41322)
直通：03-5253-8575 FAX：03-5253-1637